

北上市告示甲第73号

北上市ネーミングライツ事業実施要綱（令和2年北上市告示甲第52号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月12日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(公募型ネーミングライツ事業)</p> <p>第10 [略]</p> <p><u>2 スポンサー及び愛称は、ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て市長が決定する。</u></p> <p>(企画提案型ネーミングライツ事業)</p> <p>第11 企画提案型によるネーミングライツ事業は、<u>第10に定めるもののほか、必要な事項を別に定めた上で、当該事業を実施する対象施設等を特定することなく、民間事業者等からネーミングライツ事業に係る提案を受け付けることができるものとする。ただし、既にネーミングライツ事業を実施している施設等を除くものとする。</u></p> <p><u>2 前項の提案があった場合において、審査委員会による審査の結果、適当であると認めるときは、当該提案を受けた事業を実施することができるものとする。ただし、審査委員会による審査の結果、公募型ネーミングライツ事業による実施が適当であると認めるときは、第10の規定に基づくネーミング</u></p>	<p>(公募型ネーミングライツ事業)</p> <p>第10 [略]</p> <p>(企画提案型ネーミングライツ事業)</p> <p>第11 企画提案型によるネーミングライツ事業は、必要な事項を別に定めた上で、対象施設等を特定することなく、民間事業者等からネーミングライツ事業に係る提案を受け付けることにより実施するものとする。ただし、既にネーミングライツ事業を実施している施設等は、提案の対象としない。</p> <p><u>2 前項の提案があった場合において、当該提案を行った者（以下「提案者」という。）以外の者は、当該提案に係る第13第3項の規定による審査を終えるまでの期間、当該提案に係る施設等についてネーミングライツ事業の提案をすることができないものとする。</u></p>

ライツ事業を実施するものとする。

(審査委員会)

第12 公募型ネーミングライツ事業におけるスポンサーの選定及び企画提案型ネーミングライツ事業における提案内容の審査を行うため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、副市長、企画部長、財務部長並びに対象施設等を所管する部長及び課長をもって組織する。

3～6 [略]

(会議)

第13 [略]

2 [略]

3 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について審査を行い、スポンサーの適否及び優先交渉順位を決定し、その結果を市長に報告するものとする。この場合において、応募者が1者であっても、審査委員会は、当該応募者のスポンサーとしての適格性等を審査するものとする。

(1)～(5) [略]

4～7 [略]

(契約の締結等)

第14 市長は、審査委員会により選定された応募者との調整を

(審査委員会)

第12 公募型ネーミングライツ事業におけるスポンサーの選定及び企画提案型ネーミングライツ事業における提案内容の審査を行うため、ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、副市長、企画部長、財務部長、商工部長並びに対象施設等を所管する部長及び課長をもって組織する。

3～6 [略]

(会議)

第13 [略]

2 [略]

3 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について審査を行い、スポンサーの適否及び優先交渉順位を決定し、その結果を市長に報告するものとする。この場合において、公募型ネーミングライツ事業の公募に応じた者（以下「応募者」という。）が1者であるとき又は企画提案型ネーミングライツ事業における提案内容の審査を行うときは、審査委員会は、当該応募者又は提案者のスポンサーとしての適格性等を審査するものとする。

(1)～(5) [略]

4～7 [略]

(契約の締結等)

第14 市長は、審査委員会により選定された応募者又は提案者

経てスポンサーを決定し、ネーミングライツ事業に係る契約を締結するものとする。

2 市長は、決定したスポンサーの名称、市有施設等の愛称、ネーミングライツ料等について公表するものとする。

3 [略]

との調整を経てスポンサー及び愛称を決定し、ネーミングライツ事業に係る契約を締結するものとする。

2 市長は、決定したスポンサーの名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料等について公表するものとする。

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。